

## 「立命館言語文化研究」執筆要領

本文書は、立命館大学国際言語文化研究所紀要『立命館言語文化研究』の執筆についてまとめたものである。投稿については、別途「『立命館言語文化研究』投稿規程」を参照すること。

(原稿分量)

1. 原稿の本文の分量は、和文の場合は20,000字程度、英文の場合は7,000語程度、その他の言語の場合は和文に相当する分量とし、本文とはいずれも表題・図表・注・引用文献を含めたときの上限とする。

(要約・キーワード) ※投稿原稿のみ、特集原稿はこのとおりではない。

2. 原稿には本文のほかに、本文が和文の場合には英文150語以内の要約を添付し、その他の言語の場合には和文430字以内の要約を添付し、和文および英文の二言語によるキーワード(5点以内)を添付して提出すること。キーワードは要約の後に記載すること。

(書式)

3. 書式については以下の通り定める。

- 1 記載の順は以下の通りとする。

(1) 論文名(英文書名の併記を含む)

(2) 執筆者名

執筆者名の表記については以下の通りとする。

和 文：姓と名のいずれかあるいは双方が一字の場合はスペースを挿入する。その他の場合は姓、名が判別しやすくなるよう、必要があればスペースを挿入する。

中 文：姓、名の間スペースは入れない。等間隔で表記する。

朝鮮語：姓、名の間スペースを挿入する。

欧 文：各言語での表記による。但し、ファミリーネームは大文字のブロック体とする。

※カタカナ等で姓名を表記している場合は日本語に準ずる。

(3) 要約(投稿原稿のみ)

(4) キーワード(5つまで、投稿原稿のみ)

(5) 論文(上記に続けて記載)

※論文の表記方法については後述。

(6) 注、引用文献(必ず文末にまとめて記載すること)

(7) 図表は本文に正確に埋め込むこと。技術的に困難であれば、文末にまとめて掲載し、図の挿入位置を本文の欄外に明記すること

## 2 章・節・項

章・節・項等の区別は以下の通りとする。

章はⅠ（ローマ数字），節は1（アラビア数字），項は（1）とアラビア数字をカッコに用いる。

最後の数字の後は全角スペースとする。

章はセンターリングする。節以下の展開は左寄せとする。

「はじめに」「おわりに」も一般的には章番号を入れる。

段落の始まりはインデントする。

## 3 表記

### （1）文献名

本文中の和文文献名については，書名は『』，論文名は「」，雑誌名は『』を用いる。外国語文献で訳名を付す場合は，後に（）内にいれて表記する。

本文中の欧文文献名については，書名，論文名は“”にいれ，雑誌名はイタリックとする。

### （2）数字等

年号は，西暦で記入し，元号の記載が必要な場合は，1925（昭和元）年のように表記する。

四桁以上の数字には，半角のカンマを入れて表記する。

### （3）図表等

図・表は，図1，表1，Figure1，Table1 のように通し番号を付け，図題は図下部に，表題は表上部に表記する。

図・写真の原稿は明瞭なものを執筆者の責任で作成し，提出すること。

図表等のコピーライトについては，原則として執筆者の責任において得るものとする。

困難な場合は，その旨を事務局まで伝えること。

## 4 注

本文中の注は，その箇所の上肩に，1），2）のように通し番号を付け，原稿末尾に一括する。

## 5 引用

本文中の引用文献は「」で括り，出典を（）内に表記する。

長文の引用は，本文のあと1行空けるとともに2字分字下げする。引用の後も1行空ける。文字の大きさは1ポイント小さくする。

## 6 引用文献リスト

論文中での記載事項・記載順等の表記を統一することとする。

以下，参考までに表記の例を示す。

### （1）和文

著者(出版年). 「論題」, 『雑誌名』, 出版社, 巻号, 掲載ページ等

<表記例>

立命太郎(2011). 「言語と文化の諸相—言語と文化の狭間で」, 『立命館言語文化研究』, 22(3), 3-44

(2) 英文はAPAスタイルに準じること

Ritsumei, Taro. (2011). Language and Culture: From a Viewpoint of Aesthetics. *Ritsumeikan Studies in Language and Culture*, 22, 11-25.

(投稿・編集)

7 投稿及び編集に関わる詳細は, 別途「『立命館言語文化研究』 投稿規程」および「『立命館言語文化研究』 編集規程」にて定める。

(その他)

8 その他不明な点は, 国際言語文化研究所まで問い合わせること。

(改廃)

9 本要領の改廃は, 編集委員会の議を経て, 研究所運営委員会において行う。

附則 1. 本要領は, 現行の要領に変更を加えたものであり, 2020年11月9日から施行し, 本誌第33巻1号から適用する。